

平成23年度 下水道事業受益者負担金の 賦課対象区域をお知らせします

問い合わせ
下水道グループ (☎ 05 9 0 5 2)

<p>賦課対象区域 (網掛け部分が賦課対象区域)</p> <p>①登別東町1・4・5丁目の一部 ②登別本町1・2・3丁目の一部 ③新栄町の一部 ④幌別町4丁目的一部分 ⑤桜木町6丁目的一部分 ⑥若山町3丁目的一部分</p>		
		
		
		

負担金を納めていただく方は

下水道が整備された区域内に土地を所有している方が対象です。

負担金の額・支払方法は

受益者負担金の額は、所有する土地の面積に単価（1平方メートルあたり525円）を乗じて算出します。

支払いは、負担金総額を5年間に分割し、年4期（合計20回）に分けて納めていただきます。

受益者の申告手続きをお忘れなく

4月下旬、受益者負担金賦課対象区域の土地を所有している方に受益者申告書を送付しますので、記載内容を確認し、必要事項を記入・押印のうえ、5月中旬までに下水道グループへ提出してください。

6月中旬に受益者の方へ、土地の面積、負担金額、納付期日などを記載した『受益者負担金決定通知書』を送付し、7月上旬に『受益者負担金納入通知書』を送付します。

下水道事業受益者負担金の
賦課対象区域をお知らせします

受益者負担金制度とは

下水道が整備されると、快適に生活を営める環境になりますので、土地の所有者に建設費の一部として、土地の面積に応じ一度だけ負担していただく制度です。